■ご提案・事前相談にあたっての留意点

ご提案・事前相談にあたっては、以下の事項について、ご了承頂いたものとみなしますので、ご提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- (1) 個人からのご提案・事前相談は受け付けません。
- (2) ご提案者(提案に関係する者を含む)及びご提案内容が、次に該当する場合はご提案の受け付け、又は実施に向けた調整、事前相談を行うことはできません。
  - ① 法令や公序良俗に反する場合
  - ② 横浜市の施策や規定等に反する、矛盾する又は抵触する場合
  - ③ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
  - ④ 公共性・公平性に問題がある等、その他、横浜市が連携を行うにあたりふさわしく ないと判断した場合
- (3) 提案内容や調整の結果により、前記(1)や(2)の事実が判明した場合、又は、その他の諸事情により、今後、ご提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- (4) ご提案及び事前相談に関する庁内の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- (5) ご提案内容や事前相談の結果によっては、採用ができないことがあります。
- (6) ご提案は、ご提案者から本市への契約の申込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものではなく、本市がご提案への対応やその実施に対し法的義務を負うものではありません。
- (7) 提案の採用・不採用にかかわらず、横浜市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト(企画や打ち合わせ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等)の補償や賠償をいたしません。
- (8) 対話の結果又は法令及びや本市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります。

ただし、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を下水道事業マネジメント課に明示されたものにつきましては、その利用について、事前に別途協議をさせて頂きます。

(9) 提案後の対話及び案件採用後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が 生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、 厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

(10) ご提案・事前相談(内容及び企画書等の資料など)は、採否の検討、実施に向けた 調整を行うに当たって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関 に、情報の公開・提供を行うことがあります。

もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに下水道事業マネジメント課まで、お伝えください。

(11) ご提案後、採否の検討を経て、採用となった場合は、事業実施に向けた調整を進めます。

なお、実施にあたっては、ご提案内容や対話の結果によって、

- ・ご提案に基づき、ご提案者と連携した事業を実施
- ・ご提案を参考にして、あらためて事業実施者を定めるために公募等の手続きをおこ なう

などの複数の方法がありますことをご了承ください。